質問第三〇号

日本とペルーとの間の社会保障協定の締結に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和八年十一月十二日

塩村　あやか

参議院議長　関口昌一　殿

日本とペルーとの間の社会保障協定の締結に関する質問主意書

日本とペルーの両国で就労し、それぞれの年金制度に加入していても、各国の年金受給資格に必要な期間を満たさず、納付した保険料が老齢年金の受給につながらない場合がある。ペルーにルーツを持つ日系人等からは、両国の年金加入期間の通算を可能とする社会保障協定の締結を求める要望が寄せられている。

外務省は、日系社会が日本と各国との関係強化に果たす役割を重視し、日系人の実態や意識に関する調査、次世代との交流等に取り組んでいる。二〇二五年四月十七日の参議院外交防衛委員会における私の質疑に対し、岩屋毅外務大臣（当時）が日系人の国際的な活躍の重要性を述べ、そのための環境整備を含む対応に取り組む考えを示している。日系人等が日本との継続的なつながりを保ち、安心して暮らし働くためには、老後の生活を見通すことのできる制度的な基盤を整える施策が重要であり、日本との関係人口を広げる施策と、日系人等の生活を支える施策を関連付ける必要がある。

社会保障協定は、日系人を含む在日ペルー人に加え、ペルーで暮らし働く日本人や両国で活動する企業にも関わるものである。両国間を移動する人々の年金受給資格の確保及び保険料の二重負担の防止を進める観点から、以下質問する。

一　ペルーとの間で年金加入期間の通算及び保険料の二重負担の防止を内容とする社会保障協定を締結する必要性について、政府の認識を示されたい。また、政府として、日系社会との連携を重視する外交政策を進める上で、日系人等が老後まで安心して暮らせる社会保障上の環境を整備することを、どのように位置付けているか示されたい。

二　厚生労働省が公表した「社会保障協定の締結状況」（二〇二六年九月）において、同年六月二日時点で、政府間交渉中又は予備協議中等の国にペルーは含まれていない。本質問主意書に対する答弁書の閣議決定時点において、両国間で社会保障協定の締結に向けた予備協議又は政府間交渉は開始されているか示されたい。開始されている場合は、開始時期及び現在の段階を、開始されていない場合はその理由を示されたい。

三　ペルー外務省の二〇一六年年報三十五頁には、同年七月六日付の外交文書により、社会保障協定の交渉開始に向けたペルー側の案を日本の外務省へ提出した旨が記載されている。日本政府による当該案の受領の有無及び受領時期、受領後の検討並びにペルー側への回答の有無及び概要を示されたい。また、その後現在までに、在外公館を通じた接触を含め、日本政府から社会保障協定締結又は予備協議開始を働きかけ

たことがあるか示されたい。ある場合は、その時期、働きかけの概要及びその後の進展を、ない場合はその理由を示されたい。

四　二〇二六年版厚生労働白書によれば、政府は、社会保障協定の締結交渉の優先度について、経済界からの具体的要望の有無、二国間関係、社会保障制度の違い等を総合的に考慮するとしている。この判断に際し、日系人等及び在日外国人の高齢化、両国での就労に伴う年金受給資格の確保及び当事者団体からの要望を、どのように考慮しているか示されたい。特にペルーについて、これまでに行った優先度の検討時期及び判断に用いた具体的な事情を示されたい。

五　在日ペルー人の年齢構成、日本の公的年金への加入期間及び受給状況並びに両国の加入期間を通算できないために受給資格を満たさない者の実態を、政府としてどの程度把握しているか示されたい。十分に把握している事項については、調査時点及び方法とともに示されたい。把握が十分でない事項については、自治体、日系人団体及びペルー側の関係機関等と連携して実態を調査する考えがあるか示されたい。また、ある場合は方法及び着手時期を、ない場合はその理由を示されたい。

六　社会保障協定の締結に向け、ペルーの年金制度の調査、両国の関係当局間の連絡体制の確認及び協議事

項の整理を行っているか示されたい。実施している場合はその内容及び進捗を、実施していない場合は今後着手する考えがあるか示されたい。また、予備協議を開始していない場合、実態把握と並行して、制度に関する情報交換等を含む予備協議の開始をペルー側に提案する考えはあるか示されたい。提案する場合は時期の目途を、提案しない場合はその理由及び開始に向けて必要と考える条件を示されたい。

七　日系人等から寄せられている要望を踏まえ、ペルーとの社会保障協定については、年金加入期間の通算を検討対象とする考えがあるか示されたい。また、将来社会保障協定が発効する場合、発効前の年金加入実績も受給資格の判定に反映させるよう検討する考えがあるか示されたい。併せて、両国の年金制度の相違、加入記録の確認、給付額の計算及び財政への影響について、政府が現時点で把握している課題と、その解決に向けた検討状況を示されたい。

八　社会保障協定の締結に向けた検討について、外務省と厚生労働省の役割分担及び連携の状況を示されたい。また、日本とペルーの間の政策協議や「日本とペルー共和国との間の戦略的パートナーシップ強化のためのロードマップ（二〇二四―二〇三三）」に基づく作業部会等において、両国間を移動する人々の年金受給の課題及び社会保障協定の締結を議題として取り上げたことがあるか示されたい。ある場合はその

時期及び概要を、ない場合は今後取り上げる考えの有無を示されたい。さらに、検討の進捗を当事者及び国民に示す方法について、政府の考えを示されたい。

九　社会保障協定の締結に向けた検討と並行して、日本年金機構、自治体及び日系人団体等と連携し、年金の加入記録の確認、現行制度に基づく老齢年金の海外受給及び脱退一時金を受給した場合の既存の年金加入期間への影響について、在日ペルー人に向けたスペイン語等による説明及び個別相談を充実させる必要があると考えるが、政府の現在の取組及び今後の対応方針を具体的に示されたい。

右質問する。